

児童手当・特例給付現況届の提出について

◆申請・問い合わせ◆ 町民課 893-1117 吾北総合支所住民福祉課 867-2300
本川総合支所住民福祉課 869-2112

現在、児童手当・特例給付を受給している方は毎年6月中に、現況届を提出する必要があります。

現在受給している方で現況届の提出が必要な方には、6月上旬に文書を送付する予定ですので、必要書類をご持参の上、手続きをお願いします。この届が提出されない場合、6月以降の手当の支給が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、児童手当の現況届は、「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書と一緒に郵送します。

受付期間及び時間

受付期間 6月1日（月）～30日（火）

受付時間 8:30～17:15（ただし、土、日曜日を除く。）



ひとり親家庭医療費受給者証の更新・申請について

◆申請・問い合わせ◆ 町民課 893-1117 吾北総合支所住民福祉課 867-2300
本川総合支所住民福祉課 869-2112

毎年6月はひとり親家庭医療費受給者証の更新時期です。現在お持ちの受給者証は、有効期限が6月末日となっていますので、更新の手続きを行ってください。また、昨年度交付却下となった方も、平成27年度の世帯の所得状況により対象者となる場合は、申請をしてください。

対象者

18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもがおり、ひとり親世帯又はそれに準ずると認められる世帯で、平成27年度（平成26年分）に所得税が課税されていない方（ただし、年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分が廃止となり所得税の課税者となった方で、年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ分が廃止とならないとして計算した場合、所得税が課税されない方は対象者となります。）

申請に必要なもの

- 印鑑（認め印可）
- 保護者と子ども全員の健康保険被保険者証
- 所得課税証明書（平成27年1月2日以降に転入された方のみ）

受付期間及び時間

受付期間 6月1日（月）～30日（火）

受付時間 8:30～17:15（ただし、土、日曜日を除く。）



注意

受給者証の有効期限は、申請月の翌月から開始されますので、6月中に申請がない場合、7月からの対象となりませんので、十分ご注意ください。